平成２４年（再イ）第７３号

埼玉県狭山市狭山台２丁目23番地の20

再生債務者　藤田　隆之

1　決議に付する再生計画案　平成24年９月24日付け再生計画案

2　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月26日まで

平成24年９月25日

さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１５号

神戸市西区伊川谷町潤和６番地の75

再生債務者　財前　辰也

1　決議に付する再生計画案　平成24年９月19日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年10月26日

3　再生計画案に対する回答期間　平成24年10月26日まで

平成24年９月25日

神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生計画不認可

平成２３年（再イ）第１３５号

東京都狛江市東和泉３丁目２番10―101号

再生債務者　齋藤　定一

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成24年５月23日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法174条２項２号に定める事由がある。

平成24年９月25日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第１７号

群馬県伊勢崎市下触町226番地４

再生債務者　小川　大輔

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成24年９月25日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１２号

兵庫県西宮市山口町金仙寺1010番地

再生債務者　則定　章司

1　決定年月日時　平成24年９月21日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年10月12日まで

4　一般異議申述期間　平成24年10月19日から平成24年11月２日まで

神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再ロ）第２号

秋田県男鹿市北浦安全寺字安全寺121番地

再生債務者　谷口　由美

1　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年10月16日まで

4　一般異議申述期間　平成24年10月30日から平成24年11月７日まで

秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（再ロ）第１００６９号

東京都練馬区関町北３―３―28

再生債務者　花田　初行

1　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年10月22日まで

4　一般異議申述期間　平成24年11月５日から平成24年11月26日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２号

三重県志摩市阿児町神明150番地８

再生債務者　谷口　澄代

1　決定年月日時　平成24年９月25日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年10月23日まで

4　一般異議申述期間　平成24年10月30日から平成24年11月13日まで

津地方裁判所伊勢支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第３号

千葉県木更津市請西東７丁目23番地16

再生債務者　渡邉　　博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年10月９日まで

平成24年９月25日

千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（再ロ）第１４号

札幌市南区定山渓温泉東４丁目303番地１

はまなすマンション312号

再生債務者　永井　浩之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年９月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年10月23日まで

平成24年９月25日

札幌地方裁判所民事第４部

教育職員免許状失効取消し公告

平成23年９月15日付け官報第5641号で公告した、次の教育職員免許状の失効を取り消す。

平成24年10月３日　　神奈川県教育委員会

1　失効を取り消す免許状

⑴　種類・授与番号

ア　中学校教諭一種免許状　保健体育　昭61中１第8483号

イ　高等学校教諭一種免許状　保健体育　昭61高１第8773号

⑵　授与年月日及び授与権者

昭和61年３月31日　東京都教育委員会

⑶　本籍地　神奈川県

2　失効を取り消す事由

教育職員免許法第10条第１項第２号に該当しなくなったため

3　失効を取り消す対象となった者の氏名

臼井　　努

会社その他公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

なお、この合併については平成二十四年九月二十一日に静岡県知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年十月三日

静岡県三島市緑町二番二五号

（甲）医療法人社団忠仁会

理事長　関　　伸一

静岡県田方郡函南町畑五二九―五五

（乙）医療法人社団敬慈会

理事長　關　厚二朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年九月十日

掲載頁　一六七頁（号外第一九七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年九月十日

掲載頁　一六八頁（号外第一九七号）

平成二十四年十月三日

北九州市門司区東港町一番三二―一四〇五号

（甲）株式会社デザインファクトリー

代表取締役　鳥羽　健一

北九州市小倉北区鍛冶町二丁目三番一九号

二〇二

（乙）株式会社ドゥ・フォー・ユー

代表取締役　鳥羽　健一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百五十万円減少し七百五十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十一月九日であり、株主総会の決議は、平成二十四年十月十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://blog.full-life.co.jp/info/financial.html

平成二十四年十月三日

東京都品川区上大崎二丁目一五番五号　長者丸ビル　株式会社フルライフ

代表取締役　佐藤　　純